

産業廃棄物処理施設変更許可証

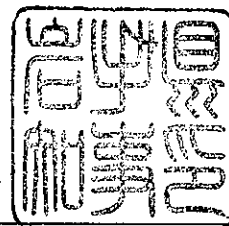


平成20年12月18日

住所 岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目5番12号

氏名 いわて県北クリーン株式会社 代表取締役 脇本 又村

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。



岩手県知事 達 増 拓 也

許可の年月日	平成20年12月18日	許可番号	第208003-14号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	汚泥の焼却施設（令第7条第3号施設） 廃油の焼却施設（令第7条第5号施設） 廃プラスチック類の焼却施設（令第7条第8号施設） 産業廃棄物の焼却施設（令第7条第13号の2施設） 以下余白 産業廃棄物：①廃プラスチック類、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥木くず、⑦紙くず、⑧繊維くず、⑨動植物性残さ、⑩動物系固形不要物、⑪ゴムくず（廃プラスチック類又は木くず等と一体となり分別できないものに限る。）、⑫金属くず（廃プラスチック類又は木くず等と一体となり分別できないものに限る。）、⑬ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（医療系廃棄物に限る。） 以下余白 特別管理産業廃棄物：①汚泥、②廃酸、③廃アルカリ（以上にあつてはアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。但し、廃酸についてはpH2.0以下のものを含み、廃アルカリについてはpH12.5以上のものを含む。）、④廃油（引火点70℃未満の揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼンを含むことにより有害なものに限る。）及び⑤感染性産業廃棄物 以下余白		
設置場所	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57 以下余白		
処理能力	汚泥の焼却施設 37.54 t/日(24時間稼働) 廃油の焼却施設 31.44 t/日(24時間稼働) 廃プラスチック類の焼却施設 37.78 t/日(24時間稼働) 産業廃棄物の焼却施設 64.85 t/日(24時間稼働) ※混焼能力 80.0 t/日(24時間稼働) 以下余白		
許可の条件	—		
先行許可証の有無	無		
留意事項	1 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 4 施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）に基づく維持管理基準及び申請書に記載した維持管理に関する計画に基づき維持管理すること。 5 法に基づく廃棄物の処分基準を遵守するとともに、生活環境影響調査報告書において予測した生活環境の状況について定期的に検証し、生活環境保全上の目標の遵守に努めること。		